

監査公表 第 7 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和元年(2019年)12月20日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫
同 松原 栄樹

随 時 監 査 結 果 (公の施設指定管理)

第 1 監査の概要

1) 監査の実施日

- ・令和元年 10 月 18 日

2) 監査対象

- ・健康福祉部 高齢福祉課 (石部老人福祉センター、石部軽運動場)
- ・健康福祉部 社会福祉課 (社会福祉センター、ふれあいの館)
- ・建設経済部 商工観光労政課 (共同福祉施設 (サンライフ甲西))
- ・総合政策部 地域創生推進課 (柑子袋まちづくりセンター)

第 2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料 (一部除く) により管理運営している施設から対象を抽出した。随時監査資料 (指定管理者監査) 様式に基づき作成

し必要資料の写し等を添付し提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

石部老人福祉センター、石部軽運動場、社会福祉センター、ふれあいの館については現地踏査も行った。

第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務について適正であったと認められる。

但し、収支決算書（様式第2号）について、指定管理者は補助団体の扱いではないため、収支は委託先である指定管理者の管理となるが、収入不足時の財源補填の財源や収支差額は公金であることから、担当課として把握するよう努められたい。

また、今年度の随時監査（指定管理業務監査）だけでなく、全庁的に改善の必要がある点を、下記に記述する。

「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に掲載されている備品は、委託時点のものである。また、購入日および耐用年数の明示がない。

監査は基準年度における業務を監査するものであるため、委託時点のものではなく、基準年度の時点における備品台帳を添付されたい。なお台帳には、備品を管理する上で、購入日および耐用年数を明記されたものが必要である。

収支決算書（様式第2号）での歳入と歳出の差額について、取り扱いの明記がない。今後「管理運営に関する基本協定書」に明記するよう努められたい。

施設使用料について、公共施設の使用料の減額を受ける場合は「公の施設使用料減免規定の標準的基準」に基づき、特定の使用者が減額及び免除されている。今後減免基準の見直しや少額の使用料徴収を行う等、税の公平性の原則に基づき再考するべきと提言する。